

## 『ソーシャルワーク研究』投稿規程 (2023.4.1)

1. 本誌への投稿原稿はソーシャルワークに関するものとし、①論文、②調査報告、③実践報告、④研究ノートのうち、希望するカテゴリーを明記してください。各カテゴリーの定義は以下の通りです。なお、投稿原稿の内容から、編集委員会よりカテゴリーの変更を求めることがあります。
  - ①論文：当該テーマに関する系統的な先行研究の検討をふまえ、ソーシャルワークに関する新たな理論的知見、価値、事実、方法論等が示されている論考。
  - ②調査報告：当該テーマの背景や調査の意義をふまえ、一定の方法論に従い、ソーシャルワークに関する調査が実施され、その結果、新たな事実が示されている報告。
  - ③実践報告：執筆者らが関与するソーシャルワーク実践から、ソーシャルワークの価値、意義、方法、効果、課題、他の実践への示唆などが見いだされた報告。
  - ④研究ノート：理論的、方法論的に新規性を有し、中間報告として速報性や公開性の意義や価値を有する論考や報告。
2. 投稿原稿は他雑誌等に未発表・未投稿のものに限ります。投稿原稿と類似した内容の論文・報告書等をすでに公開している場合や、他雑誌等に投稿中の場合は、当該論文・報告書等を併せて提出し、変更・追加した箇所を明示してください。
3. 投稿原稿は、本誌『執筆要領』に従い、PDF ファイルにして下記の編集事務局宛てにメール添付で提出してください。提出された投稿原稿および関連資料は返却しません。
4. 連名著者がいる場合は、本人から掲載の承諾を得るとともに、研究活動における責任、作業量、成果のとりまとめに対する貢献の度合いに応じて適切な順序によるオーサーシップを記載してください。
5. 投稿原稿は、編集委員および編集委員会により委嘱された複数の査読者によって審査し、採否は編集委員会で決定します。投稿原稿が必要な形式要件を満たしていない場合には、「受付不可」とする場合があります。採否の通知は編集事務局よりメールにて連絡します。なお、採否に関する問い合わせには応じかねますことをご了承ください。
6. 投稿原稿が「事例研究」「調査研究」に該当する場合は、研究代表者もしくは共同研究者の所属する機関の「研究倫理審査」を受審し承認されていることを原則とします。所属機関に倫理審査委員会が設置されていない場合は、文部科学省の示す「研究活動における不正行為への対応等に対するガイドライン」等を参照し、研究者としての研究倫理を遵守した諸手続きを行い、その旨を明記してください。
7. 研究の実施および公開にあたっては、原則として、研究協力者からインフォームド・コンセント（十分な説明を行い、同意を得ること）を得る必要があります。研究協力者が未成年の場合や何らかの理由で有効なインフォームド・コンセントが得られないと判断される場合は、代諾者等からインフォームド・コンセントを得る必要があります。
8. 投稿原稿に、研究目的を外れて社会的に不適切と考えられる用語を使用してはなりません。引用文中の語についてはこの限りではありませんが、その旨を明示する必要があります。
9. 他説の引用は厳格に行い、既に古典となった場合を除き、原著者名・文献名・出版社・出版年・引用箇所を明示してください。これを怠れば盗作あるいは剽窃と判断され、重大な研究倫理違反行為となることから、厳に慎まなければなりません。また長文に渡る引用、図表の転載等の場合は、原則として、原出版社もしくは原著者からの承諾を得て、承認を受けた旨を明記してください。
10. 本誌に掲載された投稿原稿の著作権（著作権および著作者人格権）は著作者本人が有します。また、印刷出版および電子出版に係る著作権は中央法規出版株式会社に帰属します。著作者本人が当該投稿原稿の内容を利用する場合、利用された著作物等に本誌にかかる出典を明記してください。

11. 万一、本誌に掲載された執筆内容が他者の著作権を侵害したと認められる場合、執筆者がその一切の責任を負うものとします。
12. 投稿は随時受け付けますが、掲載の時期は編集委員会で決定します。投稿料・掲載料は原則不要とし、掲載された場合は掲載誌を1部贈呈します。

#### <編集事務局／投稿原稿送付先>

〒110-0016 東京都台東区台東3-29-1 中央法規ビル7F  
 中央法規出版株式会社  
 『ソーシャルワーク研究』編集担当宛  
 swkenkyu@chuohoki.co.jp

### 『ソーシャルワーク研究』執筆要領 (2023.4.1)

1. 投稿原稿は、縦置き A4 判用紙に横書きで 40 字×40 行×13 枚 (20,800 字) 以内とし、PDF ファイルにして電子メールで送付してください。図表は 1 頁全体を使用するものは 1,800 字換算とするほか、2 分の 1 頁の大きさでは 900 字換算、4 分の 1 頁の大きさでは 450 字換算とし、本文、図表、注、文献を含めて規定内に収めてください。
2. 図表は電子化されているものは本文に含めるとともに、本文とは別に 1 点ごとに A4 判で PDF ファイルにして提出してください。図表の挿入箇所は本文に明記してください。なお、特別な作図が必要な場合には、自己負担を求めることがあります。
3. 表紙には、①論文タイトル (和文、英文)、②原稿の種類、③氏名 (連名の場合は全員、ローマ字併記)、④所属、⑤連絡先 (住所、電話番号、メールアドレス) を記入してください。
4. 文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新仮名づかいを原則とします。注や引用の記述形式は、「日本ソーシャルワーク学会機関誌『ソーシャルワーク学会誌』執筆要領 [引用法]」を参照してください。
5. 投稿原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文内に明記してください。また、記述においてプライバシー侵害がなされないように細心の注意を払う必要があります。投稿者が所属する機関等に研究上の倫理審査委員会が設置されている場合、原則としてその承諾を得る必要があります。なお、当該機関等の名称は匿名とし、掲載決定後の最終原稿において実名を表記してください。調査協力者等への謝辞についても同様の扱いとします。
6. 投稿原稿の査読は、著者名等を匿名にて行っているため、文献等の表記の際には、本人のものであっても「筆者」「拙著」等とせず、筆者名による表記とってください。
7. 査読による修正の要請については、原稿の修正箇所を修正対応表によって明示し、対応の概要について編集委員会あてに回答してください。

#### <参考資料>

執筆要領の作成にあたり、下記の資料を参考にしました。  
 ・日本ソーシャルワーク学会誌『執筆要領』